

第3章 第7期計画

◆第1節 重点的に取り組む事項

1 地域包括ケアシステムの深化について

栗山町の高齢化率は38.3%と、全国平均27.7%と比べ高い一方で、高齢者を支える側の年代である生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は少子化の影響から年々低下し、高齢者1人を生産年齢人口1.36人（平成28年3月現在）が支えている状況です。

平成37年度には、人口構成上、大きな割合を占めるいわゆる団塊の世代全員が75歳以上の後期高齢者になることから、介護サービスの需要は一層高くなると見込まれ、介護サービス費の増加及び介護を担う人材の確保に向けた対応が大きな課題となっています。

本計画の策定に伴う高齢者の実態把握のため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施・分析し、課題等を前述しました。

栗山町の特性を生かした地域包括ケアシステムを深化させるため、生活実態を見える化するとともに、有識者等と連携し、地域課題の分析と評価・効果検証を行うPDCAサイクルを円滑にし、支援体制の充実を目指します。

図3-1

目指す地域包括ケアの姿



（１）自立支援、介護予防・重度化防止の推進

①健康づくり・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活を送ることができるよう、健康づくりや介護予防に関する意識を高め、一人ひとりの主体的な取り組みを促します。また、人と人とのつながりを大切にし、住民主体の介護予防事業など地域の中で活動する担い手の育成や確保に取り組み、閉じこもりや孤立予防など効果的な介護予防の推進を図ります。

②高齢者の自立支援・要介護状態の重度化防止

要支援・要介護状態になっても、機能回復訓練等だけでなく、生活機能全体を向上させ、生きがいを感じながら地域で生活を継続できるよう、ケアマネジメントの考え方を再整理し、必要なサービスが適正に提供されるように取り組みます。

③在宅医療と介護の連携強化

慢性疾患を有する要支援・要介護高齢者や認知症高齢者が増加することから、切れ目ない在宅医療と介護が提供される体制の強化に取り組みます。

（２）生活支援を中心とした地域包括ケアの充実

①「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けた取組の推進

「地域包括ケア」の理念を高齢者のみならず、障がい者、子どもなど生活上の困難を抱える方を包括的に支援できるよう、有識者等と連携し、地域課題の把握と資源の掘り起こしを行い、地域の実情に合った支援体制の構築を目指します。

また、「地域丸ごと支援」を目指し、住宅や交通、教育、防災等の様々な分野との連携及び社会福祉協議会、関係団体等との協働による地域福祉計画の策定に向けた取り組みを進めます。

（３）高齢者の社会参加と活動の場づくりを推進

①高齢者がいきいきと生活できる仕組みづくり

高齢者が地域で役割を持って、いきいきと生活できるよう、高齢者自身がボランティアとして地域の通いの場（カフェや運動教室など）の運営に参加・活躍できる環境づくりを推進するとともに、新たな通いの場の開設に向けて取り組みます。

（４）地域の見守り・支え合い活動の充実

①認知症の人とその家族を社会全体で支える仕組みづくり

認知症の理解・普及を推進し、社会全体で認知症の人とその家族を支える地域づくりを目指します。

②介護ストレスゼロの環境づくり

在宅生活の継続のためには介護者に対する支援が必要であるため、介護知識・技術の習得支援や介護者が介護に疲弊することがないように、ケアラー支援、地域包括支援センターの相談機能の強化に取り組みます。

（５）介護福祉学校と町内介護支援事業所との連携

①在宅介護を支える基盤・体制強化

町立の介護福祉学校と連携し、高齢化社会に対応していくための福祉人材等の確保・養成・資質向上を図るため事業展開を行う。今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、介護サービスの需要が一層高くなることが見込まれることから、訪問介護員不足等による在宅での「介護サービス難民」を作らないため、介護を担う人材育成事業として町独自のカリキュラムによる訪問介護員の養成研修会を開催する。また、町内訪問介護支援事業所と連携して、新たな訪問介護サービスの構築とサービス提供体制に取り組みます。

②介護が社会的に理解されるための取り組み

経済状況の好転により景気が回復していく中で、労働市場全体として人手不足感が高まってきており、介護分野においても人材不足の確保が一段と厳しくなることが想定されます。介護が社会的に理解されるよう、介護の仕事に対するネガティブなイメージの刷新や介護職の魅力・社会的評価の向上のための広報活動に取り組みます。また、介護をしながら、家族が安心して仕事を続けることが出来る「介護離職ゼロのまち」を目指し、介護保険制度や介護休業制度の内容や手続きについて周知拡大するとともに、家族等の介護が社会的に理解されるよう普及啓発に取り組みます。

◆第2節 地域支援事業の実施

1 地域支援事業

平成27年の介護保険法の改正により、地域支援事業の構成が大きく変わり、国の一律の基準で行っていた旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護を『介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）』として地域支援事業で実施することになった他、包括的支援事業が『地域包括支援センターの運営』、『社会保障充実分』に分けられ、充実・多様化するなど大幅な見直しが図られました。

地域支援事業は、地域包括ケアを深化する上で核となる事業であることから、地域の特性・課題を踏まえ着実に取り組みます。

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2、事業対象者（以下、「要支援者等」という。）に対して従来提供していた専門的なサービスである介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に加え、住民主体の支援や基準を緩和したサービスなど、多様なサービスの提供が可能となりました。また、あわせて介護予防事業（二次予防事業、一次予防事業）も、一般介護予防事業として総合事業の中に再編されました。

栗山町では平成29年4月から要介護認定の新規及び更新時に合わせて順次移行し、平成29年度末をもってすべての要支援者等が総合事業への移行が完了します。

①介護予防・生活支援サービス事業

旧介護予防訪問介護相当サービス、旧介護予防通所介護相当サービスを引き続き実施するとともに、訪問介護サービス人材不足に対応するため、栗山町独自研修修了者による生活支援（掃除、洗濯、買い物など）に特化したサービスを実施する予定です。

表 3-1 介護予防・生活支援サービス事業の目標値（単位：人/年）

事業名等	項 目	内 容	H30	H31	H32
訪問型サービス（掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供）	訪問介護	旧介護予防訪問介護相当	240	120	132
	訪問型 A	生活援助等（基準緩和）	360	504	516
通所型サービス（機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供）	通所介護	旧介護予防通所介護相当	816	840	864
生活支援サービス（栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供）	配食	栄養改善を目的とした配食	480	540	600
介護予防ケアマネジメント	要支援者・事業対象者に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアマネジメントを行う		60	80	100

②一般介護予防事業

高齢化に伴い、多くの高齢者が積極的に介護予防活動に取り組むことで、元気な高齢者がより元気になるだけでなく、虚弱（フレイル）になってきてもお互いに支え合う地域づくりを推進していきます。

ア 介護予防把握事業

地域で活動している住民の方々や関係機関との連携を深め、収集した情報等の活用により、閉じこもりや栄養不足等何らかの支援を要する高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげます。

イ 介護予防普及啓発事業

地域住民の介護予防や健康づくりに対する意識を高め、一人ひとりの主体的な取り組みを促すとともに、地域で自主的な取り組みができるよう、介護予防活動の普及・啓発を行います。

1) あんしん相談日

身近な場所で、高齢者、家族の個別相談に応じ、健康状態や生活習慣の把握と助言・指導を行います。介護が必要な方には、生活状況にあった相談支援を行います。

表 3-2 あんしん相談日の目標値

事業名等	H30		H31		H32	
	実施回数 (回)	参加延人数 (人)	実施回数 (回)	参加延人数 (人)	実施回数 (回)	参加延人数 (人)
あんしん相談日	65	450	65	450	65	450

2) 健康・介護予防講話

老人クラブや町内会・自治会、各種団体の集まりに出席し、運動機能向上や低栄養予防、口腔機能向上など、介護予防と健康づくりに関する知識の普及と予防意識の向上を図ります。

表 3-3 健康・介護予防講話の目標値

事業名等	H30		H31		H32	
	実施回数 (回)	参加延人数 (人)	実施回数 (回)	参加延人数 (人)	実施回数 (回)	参加延人数 (人)
健康・介護予防講話	55	1,000	55	1,000	55	1,000

3) 介護予防教室

高齢化に伴い増加する疾患（ロコモティブシンドローム、フレイル等）、認知機能低下、閉じこもりの予防と、介護予防活動を継続して取り組むことができることを目的とし、各種介護予防教室を実施します。また、仲間づくりの機会とし、教室終了後も継続して取り組める体制を整備します。

i) 生きがいつくり教室（運動機能向上）

健康度・活動性が高い高齢者を対象に、年間を通じて運動の機会を提供し、運動機能の維持・向上と、自主的に運動に取り組むことを目的に、生きがいつくり教室を実施します。

ii) プール運動教室（運動機能向上）

足・腰の関節等への負担が少なく、水中運動での筋力向上と心肺機能向上を目的に、プール運動教室を実施します。

iii) すこやか運動教室（運動機能向上）

身近な場所で3ヵ月間の教室を開催し、運動機能向上を中心に介護予防に関する知識の普及と、継続して介護予防活動に取り組めることを目的に、すこやか教室を実施します。

iv) あたまイキイキ教室（認知機能低下予防）

有酸素運動、筋力トレーニング、頭を使いながらの運動などを行い、運動の習慣化を身につけ脳の活性化を促すことを目的に、あたまイキイキ教室を実施します。

v) 脳の健康教室（認知機能低下予防）

読み書き・計算教材を活用し、定期的な学習と機会の提供と、仲間づくりによる認知機能低下予防を目的に、脳の健康教室を実施します。また、学習サポーターの育成支援、教室終了後も継続して取り組めるよう自主サークルの支援、老人クラブ等での体験教室も実施します。

表 3-4 介護予防教室の目標値

事業名等	H30		H31		H32	
	実施回数 (回)	参加延人数 (人)	実施回数 (回)	参加延人数 (人)	実施回数 (回)	参加延人数 (人)
生きがいづくり教室	44	1,500	44	1,500	44	1,500
プール運動教室	43	800	43	800	43	800
すこやか運動教室	58	1,000	58	1,000	58	1,000
あたまイキイキ教室	23	460	23	460	23	460
脳の健康教室	25	200	25	200	25	200

③地域介護予防活動支援事業

住民が歩いて通える範囲に、住民運営の通いの場を充実させ、健康づくりや介護予防の取り組みが継続的に拡大していくよう支援を行います。

表 3-5 地域介護予防活動支援事業の目標値

事業名等	H30		H31		H32	
	実施回数 (回)	参加実人数 (人)	実施回数 (回)	参加実人数 (人)	実施回数 (回)	参加実人数 (人)
いきいき百歳体操体験講座	1	20	1	20	1	20
サポーター養成講座	1	15	1	15	1	15
実施地区	1	10	2	20	4	40

④一般介護予防事業評価事業

介護保険計画に定める目標値の達成状況の検証を行い、一般介護予防事業の評価を行います。

⑤地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を強化するため、リハビリテーション専門職による助言等を実施します。

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくために、包括的および継続的な支援を行う包括ケアを実現するための中核的役割を担っています。

高齢化により、介護に関する相談支援は増加しており、高齢者の抱える問題は多様化・複雑化してきています。今後、慢性疾患を有する要介護・要支援高齢者や認知症高齢者が増加することから、医療・介護連携の体制の強化に取り組みます。また、多職種の協働体制によるケアマネジメント支援の充実を図り、高齢者が生きがいを感じながら地域で生活できるように、自立支援と重度化予防を推進します。介護に取り組む家族等が疲弊や離職しないため、相談・支援体制の充実に取り組みます。

本町としての地域包括支援センターの運営方針を策定します。

①総合相談支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、介護・福祉・医療など関係機関と連携をとり、初期段階の相談対応や、継続的・専門的な相談支援を行います。

また、迅速な対応が求められるケースや継続的支援が必要となるケースが増加しているため、相談支援体制の強化を行います。

②権利擁護事業

日常生活における判断力の低下や意思決定が不十分なまま生活している高齢者に対して、虐待や悪質な訪問販売等からの権利侵害を防ぐために、民生委員や警察署、金融機関、介護保険サービス事業所などと連携し、迅速に対応し、また、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の権利擁護に係る研修会を行うなど、普及啓発に努めます。

表 3-6 権利擁護事業目標値

事業名等	H30		H31		H32	
	実施回数 (回)	参加実人数 (人)	実施回数 (回)	参加実人数 (人)	実施回数 (回)	参加実人数 (人)
権利擁護研修会	1	30	1	40	1	50

③包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が要介護状態等になることの予防又は、要介護状態等の重度化を予防するために、居宅介護支援事業所のケアマネージャーの技術向上のため個別指導、支援困難事例などへの助言・指導を行います。

本町のケアマネジメントの基本方針を策定し、介護保険事業所連絡会議などで、各介護保険

事業所、介護支援専門員に対し伝えます。

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、事業所連絡会議にて、情報交換や支援課題などを共有し、ケアマネージャーと関係機関の連携を強化します。

介護従事者研修会等で、介護支援専門員や多職種の資質の向上を図ります。

表 3-7 包括的・継続的ケアマネジメント事業の目標値

事業名等	H30	H31	H32
	実施回数（回）	実施回数（回）	実施回数（回）
事業所連絡会議	12	12	12
介護従事者技術研修	12	12	12

④介護予防ケアマネジメント

要支援者および事業対象高齢者が要介護状態になることを予防するため、高齢者がどのような生活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を高齢者、家族、事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を行えるよう支援します。

⑤地域ケア会議の充実

個別地域ケア会議を実施し、幅広い地域の多職種の視点により、個々の高齢者の状況に応じた支援の検討を行い、包括的ケアと自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高め、地域包括支援ネットワークの構築を進めます。また、個別地域ケア会議を積み重ね、地域課題の明確化し、地域づくりや資源開発、政策形成に繋がります。

表 3-8 地域ケア会議の目標値

事業名等	H30		H31		H32	
	実施回数 （回）	件数 （件）	実施回数 （回）	件数 （件）	実施回数 （回）	件数 （件）
地域ケア会議（個別会議）	7	14	7	14	7	14

（３）包括的支援事業（社会保障充実分）

平成27年の介護保険法改正により包括的支援事業が細分化され、地域包括ケアシステムを構築していくための内容が充実しました。各事業は平成30年度からの完全実施が法で義務付けられていましたが、本町は、地域包括ケアシステムの整備を早期に進展させるため、できる限り前倒しして取り組んできました。

地域包括ケアシステムを着実に深化させるため、次の事業の取り組みを強化します。

①在宅医療・介護推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者を住み慣れた地域で支えていくため、日常生活圏域において必要となる在宅医療・連携のための体制を一層充実させる必要があります。地域の医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携に関する関係者間の連携を強化するため取り

組みを進めていきます。

ア 地域の医療・介護の資源の把握

町内の医療機関、介護事業者等の情報を掲載した「栗山町医療・介護マップ」を作成し、住民、医療・介護関係機関への周知を行い、マップの定期的な更新を行い、情報が活用される方法を検討します。

イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者の協力を得て、定期的に医療・介護従事者ケアカンファレンスを開催し、切れ目ない在宅医療と介護が提供される体制について検討しています。

在宅医療・介護の連携の取組状況を踏まえ、連携の課題を話し合い、対応策について具体的な取り組みを検討します。

ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の推進

医師会等の協力を得て、体制構築の検討を行います。

エ 医療・介護関係者の情報共有の支援

医療・介護関係者で患者・支援対象者の情報を共有するため、「医療と介護の連携シート」を活用し、必要な支援を提供できるように努めています。また、情報共有が支援の質の向上につながるように、使用状況の把握と改善を検討します。

オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域包括支援センターに、在宅医療・介護連携を支援する相談窓口を設置します。

カ 医療・介護関係者の研修

医療・介護関係者にとって必要な知識や技術・機能の研修を実施します。

キ 地域住民への普及啓発

地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進するため、在宅医療・介護サービスに関する講演会・出前講座等を行います。

ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

近隣市町村をはじめ、先進地事例を学び連携を図ります。

②生活支援体制整備事業

町内会・自治会、NPO法人、ボランティア団体など多様な主体によるサービスや、助け合いの活動などの掘り起こしを行うとともに、生活支援コーディネーターや協議体を活用し、次の事項に取り組みます。生活支援コーディネーターに対しては、本町の活動方針を伝え、効果的に活動されるよう取り組みます。

ア 地域の課題や資源の把握

生活支援コーディネーターと連携し、小規模な協議体を複数作るとともに、それぞれの地域課題の把握、資源の掘り起こしを行います。

イ 関係者のネットワーク化

小規模な協議体を複数作り、関係者及び関係機関のネットワーク構築に努めます。

ウ 身近な地域における社会資源の確保や創出とこれらの担い手の養成

見守り活動、通いの場、助け合い活動などの普及・啓発し、社会資源の確保に努めるとともに、より身近な地域での新たな担い手を養成します。また、総合事業の介護予防・生活支援サ

ービスにおいて、多様な主体によるサービスが可能になったことから、町独自の研修を実施するなどし、新たな介護人材の養成に努めます。

③認知症総合支援事業

今後増加する認知症高齢者に適切に対応し地域で支えるために、必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守りなどの生活支援サービスなどの体制の充実を図ります。

ア 認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6カ月）に行い、自立生活のサポートを行います。

イ 認知症地域支援・ケア向上事業

認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、必要な医療・介護及び生活支援を行うサービス機関のネットワークの構築に取り組みます。認知症ケアパス（状況に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れ）を作成し、普及啓発を図ります。

認知症の人やその家族が、地域の人や医療・介護の専門家と交流する認知症カフェ（オレンジカフェ）を継続し、家族支援の充実を図ります。認知症に対する正しい知識を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成します。

表 3-9 認知症総合事業の目標値

事業名等	H30		H31		H32	
	実施回数 (回)	参加延人数 (人)	実施回数 (回)	参加延人数 (人)	実施回数 (回)	参加延人数 (人)
認知症サポーター養成講座	6	50	6	50	6	50

（４）任意事業

介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための必要な事業が可能とされています。栗山町では、年々増加している給付費の適正に向けた取り組みや、家族を介護している方に対する支援などに取り組めます。

①介護給付等費用適正化事業

介護給付等に要する費用の適正化を図るため、次の5つの事項に取り組めます。

ア 要介護認定の適正化

認定審査委員、認定調査員、町（事務局）共に、北海道が主催する研修、継続して参加し適正化に努める。また、特別な事情がない限り認定調査は町が直接行う。

イ ケアプランの点検

給付状況をもとに適正化の必要性があると思われたケースを抽出し、町職員が担当介護支援専門員からの意見を踏まえつつケアプランの点検を行います。また、外部の有識者等を活

用したケアプラン点検の実施について検討します。

ウ 住宅改修等の点検

町職員が申請者の身体状況等に応じた内容の改修であるか事前及び事後に写真確認を行うとともに、必要に応じて現地調査を行います。

エ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連合会から提供される医療給付情報と介護給付情報の突合情報をもとに給付状況に問題がないか確認を行います。

オ 介護給付費通知

介護給付費に係るコスト意識向上のため、サービスごとの費用及び利用者負担額等を記載した通知を年2回行います。

表 3-10 ケアプラン点検の目標値

事業名等	H30	H31	H32
	点検件数（件）	点検件数（件）	点検件数（件）
ケアプラン点検	17	17	17

①家族介護支援事業

②その他の事業

ア 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業

配食サービスを活用し、高齢者の状況を定期的に把握します。

表 3-11 の目標値（単位：人/年）

事業名等	内 容	H30	H31	H32
地域自立生活支援 （配食サービス事業）	栄養改善を目的と した配食	420	480	540

◆第3節 介護保険対象サービスの実施

各年度ごとの必要利用定員総数の設定及び事業の目標量

(1) 必要利用定員総数の設定

第7期計画期間中については、新規施設整備計画はありません。

表 3-12 各年度ごとの必要利用定員総数の設定（人）

	H30	H31	H32
認知症対応型共同生活介護	36	36	36
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29	29	29

(2) 居宅介護（介護予防）サービス

第1章において推計した要介護（要支援）認定者数に、第6期計画期間中の各サービス利用者数・回数などを基に推計しました。

要介護（要支援）認定者のうち、施設・居住系サービスは入所定員の関係により利用者総数は一定人数で推計しています。在宅サービスは認定者数の増加に伴いサービス受給率を自然増で推計しています。在宅生活の支援充実のため、今後、訪問看護、訪問入浴、居宅療養管理指導の利用者人数を増で推計しています。

なお、平成30年4月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については地域支援事業へ移行します。

表 3-13 居宅介護サービスの利用人数等の実績と推計

	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32	H37
居宅介護サービス							
訪問介護							
年間回数(回)	10,892	10,014	10,312	14,603	14,843	15,113	15,529
年間人数(人)	817	790	768	816	828	840	876
訪問入浴介護							
年間回数(回)	36	136	285	557	698	761	950
年間人数(人)	13	42	78	108	120	132	132
訪問看護							
年間回数(回)	590	761	707	1,027	1,210	1,358	852
年間人数(人)	183	213	196	264	288	336	168
訪問リハビリ							
年間回数(回)	0	22	21	108	108	156	156
年間人数(人)	0	7	10	24	24	36	36
居宅療養管理指導							
年間人数(人)	160	195	386	660	780	912	432
通所介護							
年間回数(回)	12,969	9,018	8,016	9,121	9,185	9,101	7,858
年間人数(人)	1,704	1,050	971	1,128	1,176	1,200	1,200
通所リハビリ							
年間回数(回)	6,081	5,473	5,443	5,765	5,941	6,464	5,855
年間人数(人)	839	754	742	816	888	960	900

※次ページに続く

	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32	H37
居宅介護サービス							
短期入所生活介護							
年間日数（日）	2,094	2,598	2,878	3,490	3,827	4,300	5,935
年間人数（人）	224	278	280	336	380	384	384
短期入所療養介護							
年間日数（日）	665	520	640	888	943	1,062	1,187
年間人数（人）	129	100	121	144	156	180	180
特定施設入居者生活介護							
年間人数（人）	478	567	584	636	672	732	792
福祉用具貸与							
年間人数（人）	1,487	1,515	1,463	1,656	1,728	1,800	1,764
特定福祉用具販売							
年間人数（人）	33	30	22	24	24	24	24
住宅改修							
年間人数（人）	26	27	26	36	36	36	36
居宅介護支援							
年間人数（人）	2,921	2,821	2,688	3,036	3,168	3,420	3,408

表 3-14 介護予防サービスの利用人数等の実績と推計

	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32	H37
介護予防サービス							
介護予防訪問介護							
年間人数（人）	411	505	279				
介護予防訪問入浴介護							
年間回数（回）	0	5	49	84	84	84	84
年間人数（人）	0	1	10	12	12	12	12
介護予防訪問看護							
年間回数（回）	0	31	60	91	96	101	120
年間人数（人）	0	8	18	24	24	24	24
介護予防訪問リハビリ							
年間回数（回）	0	0	0	0	0	0	0
年間人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導							
年間人数（人）	1	14	60	108	108	108	24
介護予防通所介護							
年間人数（人）	449	667	413				
介護予防通所リハビリ							
年間人数（人）	410	436	476	492	504	528	312
介護予防短期入所生活介護							
年間日数（日）	48	69	126	180	187	194	271
年間人数（人）	12	17	27	36	36	36	36
介護予防短期入所療養介護							
年間日数（日）	0	0	59	144	144	144	144
年間人数（人）	0	0	10	24	24	24	24
介護予防特定施設入居者生活介護							
年間人数（人）	93	81	112	120	132	156	192
介護予防福祉用具貸与							
年間人数（人）	465	643	767	900	972	1,044	900
特定介護予防福祉用具販売							
年間人数（人）	14	24	18	36	36	36	36
住宅改修							
年間人数（人）	13	20	25	24	24	24	24
介護予防支援							
年間人数（人）	1,256	1,563	1,431	1,224	1,296	1,368	1,560

(3) 地域密着型介護（介護予防）サービス

表 3-15 地域密着型介護サービスの利用人数等の実績と推計

	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32	H37
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護							
年間人数（人）	0	0	9	12	24	24	24
夜間対応型訪問介護							
年間人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護							
年間回数（回）	1,119	1,240	1,509	1,824	1,824	1,901	1,740
年間人数（人）	152	194	202	240	240	252	240
小規模多機能型居宅介護							
年間人数（人）	0	0	0	0	0	0	
認知症対応型共同生活介護							
年間人数（人）	375	386	379	396	408	408	432
地域密着型特定施設入居者生活介護							
年間人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
年間人数（人）	287	345	344	348	348	348	348
地域密着型通所介護							
年間回数（回）		3,688	3,965	4,646	5,353	6,250	8,678
年間人数（人）		500	505	552	600	648	696

表 3-16 地域密着型介護予防サービスの利用人数等の実績と推計

	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32	H37
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護							
年間回数（回）	59	32	66	144	144	144	96
年間人数（人）	11	10	20	24	24	24	24
介護予防小規模多機能型居宅介護							
年間人数（人）	0	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護							
年間人数（人）	2	3	12	12	12	12	0

(4) 施設介護サービス

介護老人福祉施設については、第6期計画期間の実績から今後の自然増で推計しました。

なお、北海道が示した「医療計画との整合性」及び「介護離職ゼロ」に係る推計値については、介護保険施設介護サービスの利用人数に反映させております。

表 3-17 介護保険施設サービスの利用人数の実績と推計

	H27	H28	H29 見込	H30	H31	H32	H37
介護保険施設サービス							
介護老人福祉施設							
年間人数（人）	1,212	1,099	1,117	1,140	1,164	1,188	1,476
介護老人保健施設							
年間人数（人）	803	798	709	816	840	840	1,248
介護療養型医療施設							
年間人数（人）	99	90	77	84	84	84	
介護医療院							
年間人数（人）				—	—	—	120

◆第4節 市町村特別給付の実施

各年度ごとの事業の目標量

(1) 外出支援サービス事業

要介護認定（2～5）を受けた人で、公共交通機関を利用して外出することが困難な高齢者を、移送用車両（リフト付き車両）で通院時等へ送迎するサービス事業です。

表 3-18 外出支援サービス事業利用者数の推計

	H30		H31		H32		H37	
	目標量 (円)	延人数 (人)	目標量 (円)	延人数 (人)	目標量 (円)	延人数 (人)	目標量 (円)	延人数 (人)
外出支援サービス事業	96,000	12	96,000	12	96,000	12	96,000	12

※1ヵ月上限額 8,000円

(2) 家族介護支援事業

要介護認定（4・5）を受けた人で、寝たきりや認知症の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品に要する経費を助成します。

この事業は、第6期計画期間中は任意事業で行っていましたが、第7期計画から市町村特別給付に移行します。

表 3-19 家族介護支援事業利用者数の推計

	H30		H31		H32		H37	
	目標量 (円)	延人数 (人)	目標量 (円)	延人数 (人)	目標量 (円)	延人数 (人)	目標量 (円)	延人数 (人)
家族介護支援事業	450,000	72	621,000	84	696,000	96	846,000	120

※1ヵ月上限額 6,250円

◆第5節 介護保険の事業費の見込み

1 保険給付費等

保険給付費の見込みについては、第3節で推計した利用者数・回数に準じて推計しています。

(1) 介護給付費

表 3-20 介護給付費の見込み（単位：千円）

	H30	H31	H32	H37
(1) 居宅介護サービス	351,460	370,209	398,804	401,451
①訪問介護	41,773	42,460	43,194	44,370
②訪問入浴介護	6,612	8,290	9,044	11,254
③訪問看護	6,979	8,120	9,418	5,881
④訪問リハビリテーション	330	330	473	473
⑤居宅療養管理指導	5,258	6,274	7,486	3,561
⑥通所介護	62,605	63,948	64,422	56,199
⑦通所リハビリテーション	52,398	53,801	60,720	52,577
⑧短期入所生活介護	26,583	29,418	33,302	45,307
⑨短期入所療養介護	9,133	9,783	10,972	11,973
⑩特定施設入居者生活介護	119,797	126,444	137,083	148,082
⑪福祉用具貸与	19,013	20,362	21,711	20,948
⑫特定福祉用具販売	979	979	979	826
(2) 地域密着型介護サービス	245,452	258,133	269,041	299,403
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3,515	6,066	6,066	6,066
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	17,278	12,786	17,943	16,198
④小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑤認知症対応型共同生活介護	99,479	102,214	102,893	109,159
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	87,829	88,252	89,037	89,694
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	37,351	44,315	53,102	78,286
(3) 住宅改修	2,521	2,521	2,521	2,521
(4) 居宅介護支援	39,570	41,382	44,932	44,983
(5) 施設介護サービス	515,885	527,965	534,251	740,730
①介護老人福祉施設	270,760	276,430	282,134	355,246
②介護老人保健施設	213,455	219,850	220,432	340,089
③介護療養型医療施設	31,670	31,685	31,685	
④介護医療院（H37 介護療養型医療施設含む）	0	0	0	45,395
介護給付費計（小計）（Ⅰ）	1,154,888	1,200,210	1,249,549	1,489,088

(2) 予防給付費

表 3-21 予防給付費の見込み（単位：千円）

	H30	H31	H32	H37
(1) 介護予防サービス	37,338	38,953	42,007	34,696
① 介護予防訪問介護				
② 介護予防訪問入浴介護	714	714	714	714
③ 介護予防訪問看護	789	831	872	1,038
④ 介護予防訪問リハビリ	0	0	0	0
⑤ 介護予防居宅療養管理指導	668	668	668	134
⑥ 介護予防通所介護				
⑦ 介護予防通所リハビリ	18,803	18,819	19,615	10,880
⑧ 介護予防短期入所生活介護	1,011	1,051	1,092	1,525
⑨ 介護予防短期入所療養介護	1,188	1,188	1,188	1,188
⑩ 介護予防特定施設入居者生活介護	9,367	10,583	12,457	14,443
⑪ 介護予防福祉用具貸与	3,875	4,176	4,478	3,851
⑫ 特定介護予防福祉用具販売	923	923	923	923
(2) 地域密着型介護予防サービス	3,616	3,618	3,618	779
① 介護予防認知症対応型通所介護	1,056	1,057	1,057	779
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	2,560	2,561	2,561	0
(3) 住宅改修	2,227	2,227	2,120	2,120
(4) 介護予防支援	5,426	5,748	6,067	6,918
予防給付費計(小計) (Ⅱ)	48,607	50,546	53,812	44,513

(3) 標準給付費

表 3-22 標準給付費の見込み（単位：円）

	H30	H31	H32	合計
標準給付費見込み額【A】	1,307,748,802	1,373,187,104	1,446,261,048	4,127,196,954
総給付費 （一定以上所得者負担の調整後）	1,203,227,000	1,265,177,000	1,334,005,000	3,802,409,000
総給付費（Ⅰ＋Ⅱ）	1,203,495,000	1,250,756,000	1,303,361,000	3,757,612,000
一定以上所得者の利用者負担 の見直しに伴う財政影響額	268,000	588,000	637,000	
消費税率等の見直しを勘案した 影響額	0	15,009,000	31,281,000	
特定入所者介護サービス費等給付額 （資産等勘案調整後）	67,200,000	68,400,000	69,600,000	205,200,000
特定入所者介護サービス費等 給付額	67,200,000	68,400,000	69,600,000	205,200,000
補足給付の見直しに伴う財政 影響額	0	0	0	
高額介護サービス費等給付額	30,945,000	32,835,000	35,355,000	99,135,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	5,315,000	5,640,000	6,083,000	17,038,000
算定対象審査支払手数料	1,061,802	1,135,104	1,218,048	3,414,954
審査支払手数料支払件数	16,854	17,736	19,032	53,622

2 地域支援事業費

地域支援事業補助金の上限については、「総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の2つの区分で上限管理を行います。また、包括的支援事業（社会保障充実分）については各事業ごとに上限額が定められています。

(1) 総合事業の上限管理

総合事業へ移行する前年度の予防給付（訪問介護、通所介護、介護予防支援）及び介護予防事業の実績額に直近3カ年平均の75歳以上高齢者数の伸び率を乗じて上限を設定。

次年度以降からは、前年度の上限額に直近3カ年平均の75歳以上高齢者数の伸び率を乗じて上限管理を行う。

(2) 包括的支援事業・任意事業の上限管理

平成26年度の包括的支援事業及び任意事業の上限額に直近3カ年平均の65歳以上高齢者数の伸びを乗じて得た額とする。

(3) 包括的支援事業（社会保障充実分）の上限

①在宅医療・介護連携推進事業（4,819,000円）

- ②生活支援体制整備事業（8,000,000円）
 ③認知症初期集中支援事業（10,266,000円）
 ④地域ケア会議推進事業（1,272,000円）

表 3-23 地域支援事業費の見込み（単位：円）

	H30	H31	H32	合計
地域支援事業費見込み【B】	72,181,000	72,506,000	71,637,000	216,324,000
介護予防・日常生活支援総合事業費	40,278,000	39,864,000	38,936,000	119,078,000
包括的支援事業・任意事業費	31,903,000	32,642,000	32,701,000	97,246,000

3 第1号被保険者所得階層別人数

第7期計画期間中の所得階層別第1号被保険者数は人口推計に基づき次のとおりとしました。

表 3-24 第1号被保険者所得階層別人数（単位：人）

	H30	H31	H32	合計
第1号被保険者数	4,614	4,638	4,661	13,913
前期（65～74歳）	2,103	2,091	2,078	6,272
後期（75歳～）	2,511	2,547	2,583	7,641
所得段階別被保険者数				
第1段階	950	953	956	2,859
第2段階	519	522	525	1,566
第3段階	509	512	515	1,536
第4段階	512	515	518	1,545
第5段階	547	550	553	1,650
第6段階	719	722	724	2,165
第7段階	462	463	465	1,390
第8段階	225	228	230	683
第9段階	171	173	175	519
合計	4,614	4,638	4,661	13,913
所得段階別加入割合補正後被保険者数【C】	4,345	4,370	4,393	13,108

4 調整交付金

調整交付金の算定は省令に基づき、後期高齢者の加入割合、第1号被保険者の加入割合などを基に算出されます。

表 3-25 調整交付金の見込額（単位：円）

	H30	H31	H32	合計
調整交付金相当額【D】	67,401,340	70,652,555	74,259,852	212,313,748
調整交付金見込額【E】	107,168,000	111,490,000	117,479,000	336,137,000

5 財政安定化基金

都道府県に設置されている財政安定化基金は、見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補てんをする必要のないよう、市町村に対して資金の交付・貸付を行うものです。

本町の第7期計画策定時におけるの拠出率は0%です。

表 3-26 財政安定化基金の見込額（単位：円）

	H30	H31	H32	合計
財政安定化基金拠出金見込額【J】				0
財政安定化基金拠出率	0.00%			
財政安定化基金償還金【F】	0	0	0	0

6 介護給付費準備基金

介護保険特別会計において、保険料収支により生じた剰余金は、翌年度以降の介護給付費支払いの不足に備える財源とするため、介護給付費準備基金として積み立てられます。

給付実績が見込みを大きく上回り財源に不足が生じた場合などは、この準備基金から繰り入れるか、北海道財政安定化基金から貸付を受けることで、不足分を補填することになります。

第7期計画では、給付実績額が見込み額を上回る場合に生じる欠損額を考慮して、準備基金残高を一部確保しつつ、介護報酬改定等により第1号被保険者保険料の増などに対応するため、取り崩すこととしました。

表 3-27 介護給付費準備基金取崩額（単位：円）

	H30	H31	H32	合計
介護給付費準備基金取崩額【K】				70,000,000

7 市町村特別給付

要介護認定（2～5）を受けた人で、公共交通機関を利用して外出することが困難な高齢者に対する、移送用車両（リフト付き車両）による通院時等の送迎サービス事業を引き続き実施します。

併せて、家族介護支援事業の家族介護用品支給事業が市町村特別給付として給付されます。

なお、この市町村特別給付の財源は、第1号被保険者保険料で全額賄うことになっています。

表 3-28 市町村特別給付の見込み（単位：円）

	H30	H31	H32	合計
市町村特別給付見込額【L】	546,000	621,000	686,000	1,863,000

8 第1号被保険者保険料

第7期計画では、現行の9段階を継続し、低所得者の保険料の軽減強化のため、第6期計画期間に実施された第1段階の一部保険料を公費負担し、軽減されており継続する予定であります。

第1号被保険者保険料の算出方法は、表3-29で算出する保険料収納必要額を予定保険料収納率で除し、さらに所得段階別加入割合補正後被保険者数で除したものが年額保険料となります。

表 3-29 第1号被保険者保険料収納必要額（単位：円）

第1号被保険者負担分相当額 (【A】 + 【B】) × 23%	【O】	999,009,819
調整交付金相当額	【D】	212,313,747
調整交付金見込額	【E】	336,137,000
財政安定化基金拠出金見込額	【J】	0
財政安定化基金償還金	【F】	0
財政安定化基金取崩交付金	【G】	0
介護給付費準備基金取崩額	【K】	70,000,000
市町村特別給付見込額	【L】	1,863,000
保険料収納必要額 【O】 + 【D】 - 【E】 + 【F】 - 【G】 - 【K】 + 【L】	【M】	807,049,566

表 3-30 第1号被保険者保険料（単位：円）

保険料収納必要額 【M】	807,049,566
予定保険料収納率 【N】	99.40%
所得段階別加入割合補正後被保険者数 【C】	13,108 人
保険料(年額) 【M】 ÷ 【N】 ÷ 【C】	61,941
保険料(月額) 保険料(年額) ÷ 12	5,162

表 3-31 第6期計画期間と第7期計画期間における介護保険料の比較（単位：円）

第6期計画期間（H27～H29） 介護保険料基準額 年額58,800円／月額4,908円				第7期計画期間（H30～H32） 介護保険料基準額 年額61,900円／月額5,162円			
段階区分	対 象 者	割合	年 額 保険料	段階区分	対 象 者	割合	年 額 保険料
第1段階	・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税の方で、前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.50	29,400	第1段階	第6期計画と同じ	0.50	30,900
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計が、120万円以下の方	0.75	44,100	第2段階	第6期計画と同じ	0.75	46,400
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で第1段階・第2段階・第3段階（軽減）に該当しない方	0.75	44,100	第3段階	第6期計画と同じ	0.75	46,400
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の課税対象年金収入額と合計所得額の合計金額が80万円以下の方	0.90	52,900	第4段階	第6期計画と同じ	0.90	55,700
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階（軽減）に該当しない方	1.00	58,800	第5段階	第6期計画と同じ	1.00	61,900
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	70,500	第6段階	第6期計画と同じ	1.20	74,200
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	76,400	第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	80,400
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	88,200	第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	92,800
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	99,900	第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.70	105,200

※平成30年度から平成32年度では第1段階の上記年額保険料の一部が公費負担により軽減されます。

9 介護保険給付費等の財源内訳

介護保険給付費及び地域支援事業費の財源構成については、第1号被保険者の負担割合は第6期計画22%から第7期計画では23%に、第2号被保険者の負担割合は28%から27%に変更となりました。

図3-2 施設等給付費の財源構成

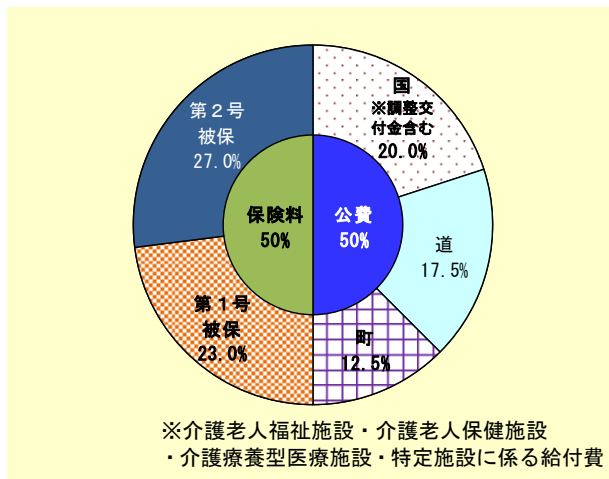


図3-3 居宅給付費の財源構成

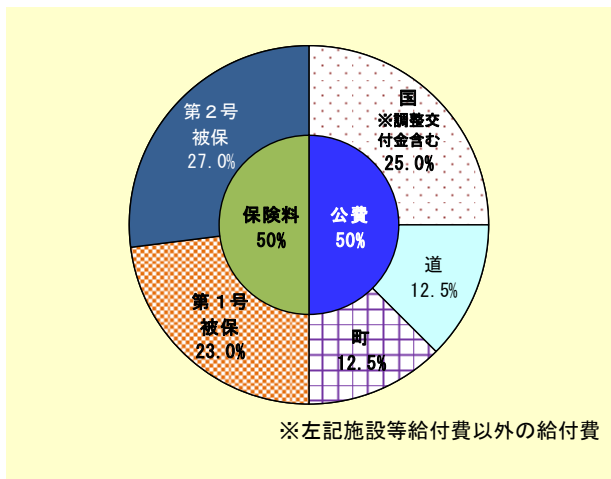


図3-4 地域支援事業（総合事業）の財源構成

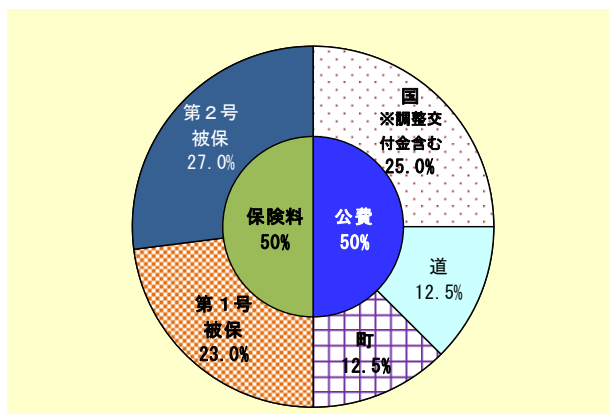


図3-5 地域支援事業（包括的支援事業・任意事業等）の財源構成

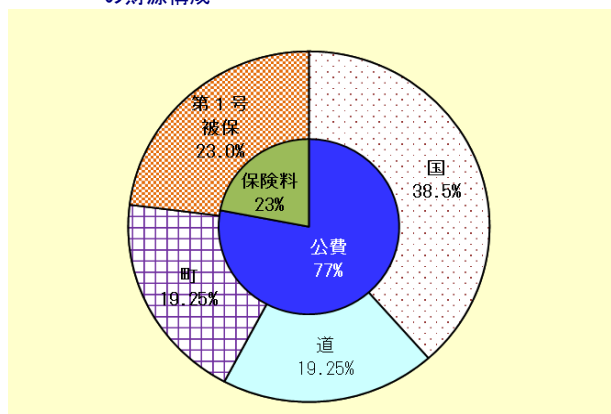
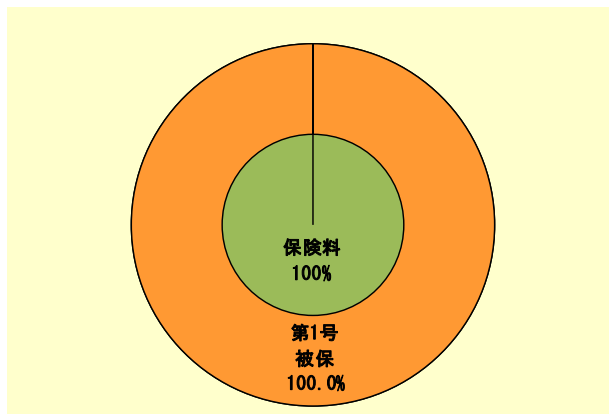


図3-6 市町村特別給付の財源構成



10 平成37年の介護保険の状況

第7期計画では、平成37年（第9期計画）を見据えて、中長期的なサービス・給付・保険料の水準を推計しました。

約7年後の平成37年には要介護認定者数が1,000人を超え、介護保険料は7,400円代になる推計となりました。

表3-32 第6期計画から平成37年（第9期計画）までの推計

	平成29年 (第6期)	平成32年 (第7期)		平成37年 (第9期)
総人口	12,098 人	11,657 人		10,751 人
第1号被保険者数	4,616 人	4,661 人		4,476 人
65～74歳	2,092 人	2,078 人		1,661 人
75歳以上	2,524 人	2,583 人		2,815 人
要介護認定者数	769 人	928 人		1,034 人
うち認知症自立度Ⅱ以上	479 人	591 人		681 人
在宅サービス利用者数	4,119 人	4,788 人		4,968 人
施設・居住系サービス利用者数	3,330 人	3,768 人		4,632 人
給付費（地域支援事業費含む）	124,282 万円	151,790 万円		176,288 万円
保険料（基準月額）	4,908 円	5,162 円		7,430 円

推
計

※在宅サービス利用者数、施設居住系サービス利用者数は年間人数

◆第6節 高齢者保健福祉施策の推進

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して自立した生活を送るため、介護保険サービス以外の各種サービスを提供してきました。いわゆる団塊の世代が高齢期を迎え超高齢化が進む中、元気な高齢者は、健康を保ちながら地域社会を支える重要な一員として、積極的に活躍していくことが求められています。

支援が必要な高齢者に、限りある社会資源を効率的に活用しながら個々の心身の状況に応じたサービスを提供することと合わせて、高齢者自身が有する意欲と能力に応じて活動できる地域づくりを進めていきます。

1 高齢者の健康づくりの推進

高齢者の生活の質の向上、健康寿命の延伸を目指し、生活習慣病の発症予防に重点を置き、重度の介護状態となる原因疾患である高血圧・糖尿病の合併症の発症や重症化予防を重視した取り組みを推進します。また、高齢期の特徴を踏まえた健康に関する正しい知識の普及啓発の機会の提供を行うとともに、健康な高齢期を迎えることができるよう、若年期からの健康づくりも推進していきます。

(1) 健康に対する意識の啓発

住民に対する健康づくりの意識啓発として、町広報誌に健康に関する記事を掲載、各種健診・がん検診や保健事業について「元気が一番保健サービスガイド」の発行と個別周知など情報発信に努めます。また、健康講座や研修会を開催し、健康意識の向上を図ります。

(2) 健康診査・がん検診等の実施

① 特定健康診査

栗山町国民健康保険被保険者（40歳～74歳）を対象に、生活習慣病を予防するため、町民自ら生活習慣を振り返り適切な行動がとれることを目的とし、特定健康診査を実施します。また、受診者全員を対象に特定保健指導の階層化を行い、各段階に応じた保健指導を実施します。

② 後期高齢者健診（いきいき健診）

後期高齢者医療広域連合被保険者を対象に、生活習慣病の早期発見や重症化予防することを目的とし、後期高齢者健診（いきいき健診）を実施します。また、介護状態になるリスクの高い高齢者に対し保健指導を実施します。

③ がん検診

がんの早期発見・早期治療を目的に各種がん検診を実施し、受診率向上のため受診勧奨や、受けやすい体制づくりに取り組みます。

④ 脳検診・脳ドック

要介護状態を引き起こす原因となる脳血管疾患の早期発見及び予防を図ることを目的に、脳検診を実施します。

⑤ 成人・高齢者歯科健康診査

口腔ケアに対する意識の向上を図り、歯の喪失防止および口腔機能の維持・向上を目的に、成人・高齢者歯科健康診査を実施します。

（３）生活習慣改善への支援

①健康教育

各町内会・自治会や団体を対象に、高血圧・糖尿病など生活習慣病の予防に関する健康教育を実施します。

②健康相談

定例健康相談を開催し、保健師・管理栄養士による健康や栄養に関する相談指導を実施します。

（４）訪問指導

生活習慣病の予防や要介護状態になることを予防するため、健康診査により指導が必要な方や、支援が必要な高齢者などを対象に保健師や管理栄養士が家庭訪問を行い、健康管理や介護予防・療養方法について支援を実施します。また、感染症、精神・特定疾患については、保健所等関係機関と連携し支援していきます。

（５）予防接種

感染症の発症予防や重症化防止のために、高齢者インフルエンザワクチン及び高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種を実施します。

2 高齢者福祉施策の推進

今後、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加により、在宅生活を支える外出支援、除雪、見守りなどの生活支援を必要とする高齢者が増えると予想されます。

こうしたことから、高齢者の自立や生活の質の維持向上、見守り、家族の負担軽減を図るため、各種サービスを継続して実施するとともに、障がい者福祉分野と連携し、地域課題解決に向けた取り組みを進めていきます。

（１）高齢者の住まいの安定的な確保

加齢に伴い心身の機能が低下しても、住み慣れた地域で、可能な限り自立し豊かな生活を継続して送るためには、高齢者の生活状況や身体状況に応じた多様な環境整備が必要です。

①養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由等により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、適切な入所措置を行います。近年は、居室を個室化し入所定員を減らしたため、入所待機者がいる状況のため介護保険施設への入所が適当とされる方については、施設変更を検討します。

②住宅施策との連携

地域での生活が困難になってきている高齢者に対し、空き家の活用等による低廉な家賃の住まいと適切な生活支援体制の確保に留意し、「まちづくり」の一環という視点を明確にしながら

支援体制の整備を目指します。

(2) 在宅生活の支援

高齢者がいつまでも安心して在宅生活を送れるよう日常生活の支援を行い、介護負担の軽減を図っていきます。

①除雪サービス事業

自宅周辺で日常生活に必要な通路等の除雪及び排雪や屋根の雪下ろしの経費を助成することにより冬期間の在宅生活を支援します。

②町営バス高齢者乗車証交付事業

70歳以上の高齢者に対し町営バスの利用運賃が割引になる高齢者乗車証を交付します。

③家族介護特別支援事業

家族を介護している方の自宅等に、日常の身体介護の技術的助言等を行う介助員を派遣し、介護負担の軽減を図ります。

④老人日常生活用具給付事業

おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等に、介護保険給付対象外の日常生活用具の給付又は貸与を行います。

給付品目 電磁調理器・自動消火器

貸与品目 老人用電話回線

⑤高齢者介護福祉金支給事業

低所得者のための負担軽減と福祉の増進を図ることを目的に支給します。国の動向や低所得者層の状況を見ながら基準等の見直しを図っていきます。

(3) 安全・安心のくらしづくり

高齢者が住み慣れた地域、住み慣れた家で暮らしていくためには、住宅のバリアフリーや緊急通報装置等の充実が必要です。

①人にやさしい家づくり助成事業

安心して長く住み続けられるように、住宅のバリアフリー改修、耐震改修及び老朽住宅の解体工事により住環境を整備する場合に、その費用の一部を助成します。

②緊急通報装置設置事業

おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者等で、身体や健康面で支障がある方に対して緊急通報システムを設置し、緊急時の生命の安全と防犯のための見守りや日常の健康相談サービスを行います。

③歩道ベンチ設置事業

散歩中の休憩やバスを待つ時間に利用できるよう、町内の歩道に木製ベンチを設置します。

◆第7節 高齢者保健福祉に関する行政等の体制

1 高齢者保健福祉サービスの全体調整等

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域をつくるために保健福祉課内に設置した地域包括支援センターを中心として、地域と協働した取り組みを推進します。

(1) 地域支え合い活動の推進

本町では、平成26年に高齢者の安心・安全な地域社会を実現するために支援を必要とする方の早期の発見や地域における支え合い活動の推進を図るため「栗山町地域支え合い活動推進条例」を制定、地域支え合い活動推進名簿により関係機関へ情報提供しています。

今後も、福祉団体を所管する社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会との連携を強化し、地域福祉活動の充実のため連絡を密にした取り組みを進めていきます。

(2) 地域関係団体との連携体制

高齢者を支えるためには、介護、福祉、保健、医療がそれぞれの特性を生かしながら連携していくことが大変重要です。地域包括支援センターを中心に各種団体等と連携を図り、専門職の立場で地域支援体制を強化します。

図 3-7 行政等の体制図

